

遺産分割に関する見直し

第1 遺産分割の期間制限

1 遺産分割の期間制限

遺産分割の合意又は遺産分割手続（調停及び審判）の申立てにつき期間制限を設けることの是非について、期間を経過した場合にどのような効果を生じさせるかを踏まえ、どのように考えるか。

（補足説明）

第3回会議においては、遺産分割を促進する観点から、遺産分割の期間制限につき検討をした（部会資料5参照）が、異なる効果について区別して検討すべきとの指摘があったところであり、本資料では、個々の効果ごとに区別して検討することとしている。

2 一定の期間経過による効果

(1) 特別受益又は寄与分の主張の制限

共同相続人は、相続開始時から一定の期間内に遺産分割の合意又は遺産分割手続（調停若しくは審判）の申立てをするものとした上で、遺産分割の合意も遺産分割手続の申立てもないままその期間を経過したときは、共同相続人は、具体的相続分の主張をすることができない（具体的相続分の算定の基礎となる特別受益及び寄与分等の主張をすることができない）ものとするについて、どのように考えるか。

（補足説明）

現行法及び判例の立場を前提にすると、相続が開始し、相続人が複数ある場合には、遺産分割がされる前であっても、各相続人は、相続財産に属する特定の財産それぞれについて法定相続分に相当する持分（共有持分）を有するとされる（最判昭和50年11月7日民集29巻10号1525頁等参照）。他方で、遺産分割は、特別受益や寄与分などを踏まえて算定される具体的相続分に沿ってされ、そのためにとるべき裁判手続は、共有物分割ではなく、遺産分割の手続である。

そして、共同相続人が遺産分割の合意をすることができず、家庭裁判所において、遺産分割の審判をする場合には、具体的相続分によれば法定相続分によるよりも多くの財産を取得できると考える相続人は、他の相続人が得た贈与が特別受益に該当すると主張したり、自己に寄与分があると主張したりして、自己の取得すべき財産を主張することになる。これに対し、このような主張を争う他の相続人は、その主張に対して反証する

ほか、そのような主張をする相続人が得た贈与が特別受益に該当すると主張したり、自己に寄与分があると主張したりすることになる。

ところで、現行法では、遺産分割の合意や遺産分割手続の申立てをすることにつき、期間の制限がないため、相続から長期間が経過しても、相続人は、遺産分割の申立てをして、その中で特別受益や寄与分などの主張をすることができる（所有者不明土地が問題となるケースでは、被相続人名義のまま遺産に属する土地が放置され、更に数次にわたって相続が発生するなど、相続から長期間が経過していることが少なくない。）。

しかし、相続開始から長期間が経過すると、証拠が散逸するなどして、他の相続人が反証等をすることは困難となる。また、相続人は、相続開始から長期間を経たときは、他の相続人から具体的相続分の主張がされるとは想定し難いため、遺産分割がされるときには、法定相続分に従った分割がされることに一定の期待を有しているとも考えられる。このような観点からすれば、相続開始から長期間が経過した後に具体的相続分に沿って遺産を分割することは、相続人を不当に害するおそれがある。

他方で、具体的相続分によれば法定相続分によるよりも多くの財産を取得できると考える相続人に対して、自己の利益を確保するために一定の期間内に必要な手続をとることを要求することは、他の法制度等と比較しても不合理ではないと思われる。例えば、平成30年の民法改正により、相続人以外の親族で被相続人の療養看護等をしたものが相続人に対する金銭の支払を請求することを認める特別の寄与の制度が設けられた（民法第1050条）が、この制度では、特別寄与者は、相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、家庭裁判所に処分を請求することができないとされている（同条第2項）。また、遺留分侵害額の請求権（遺留分の額は、特別受益に該当し得る贈与の額等を踏まえて算定される。）は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与若しくは遺贈があったことを知った時から1年間を行使しないとき、又は相続開始の時から10年を経過したときは、消滅するとされている（民法第1048条）。

そこで、遺産分割の合意又は遺産分割の申立てがないまま、相続開始時から一定の期間を経過したときは、具体的相続分の主張をすることができないものとするについて検討することが考えられる。

(2) 分割方法等

(1)に関して具体的相続分の主張をすることに制限を設けることを前提に、(1)の期間の経過後は、各相続人が相続財産に属する特定の財産それぞれについて有する法定相続分に相当する持分（共有持分）に沿って、相続財産に属する特定の財産を分割することができるものとし、その手続として次の各案をとることについて、どのように考えるか。

【甲案】 遺産分割の合意又は遺産分割手続の申立てがないまま、相続開始時から一定の期間を経過したときであっても、遺産の分割は、遺産分割の手続により行うことができるが、遺産に属する個々の財産ごとに共有物分割（準共有物分割）の手続により行うこともできるものとする。

【乙案】 遺産分割の合意又は遺産分割手続の申立てがないまま、相続開始時から一

定の期間を経過したときは、遺産の分割は、遺産分割の手続ではなく、遺産に属する個々の財産ごとに共有物分割（準共有物分割）の手続により行うものとする。

（注１）乙案に関し、一定の期間を経過したときは、可分債権について法定相続分の割合により当然に分割されたものとするについては、慎重に検討する。

（注２）相続分の指定があった場合については、引き続き検討する。

（補足説明）

1 現行法の遺産分割の手続と共有物分割の手続

共同相続人は相続財産に属する特定の財産それぞれについて法定相続分に相当する持分（共有持分）を有するが、現行法の下では、共同相続人が分割前の遺産を共同所有する法律関係の解消は、共有物分割の手続ではなく、遺産分割の手続により行うこととされている（最判昭和62年9月4日集民151号645頁）。また、共有物について、遺産分割前の遺産共有の状態にある共有持分と他の共有持分とが併存する場合には、遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係を共有物分割の手続により解消した上で、遺産共有持分を有する者に分与された財産の共有関係を遺産分割の手続により解消することとされている（最判平成25年11月29日民集67巻8号1736頁）。

このように、相続財産の共有関係の解消において、特定の財産の共有物分割ではなく遺産分割の方法をとることとされているのは、遺産の分割は、遺産全体の価額に特別受益や寄与分等を加味して算出した具体的相続分に基づいて行うものとされているため、遺産の全体を把握しなければ分割することができないからである。なお、平成30年の民法改正により遺産の一部分割が明文の規定で認められた（民法第907条第2項）が、「遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合」には遺産の一部分割をすることができないとされている。これは、遺産の一部分割をしても最終的に具体的相続分に沿って適正な分割を達成し得るという明確な見通しが立たない場合には、遺産の一部分割をすることができないとするものであり、遺産の一部分割をする際にも、遺産分割をする場合と同様に、遺産の範囲や特別受益の内容につき調査することになる。

2 検討

(1) 仮に、具体的相続分の主張をすることに制限を設けることとし、遺産に属する財産の分割を具体的相続分に沿って行わないこととするのであれば、各相続人が相続財産に属する各財産について法定相続分に相当する持分（共有持分）を有することを前提に、その持分に沿って分割を行うことで足りると思われる。そして、そうであれば、遺産分割の手続をとることなく、個々の財産ごとにそれぞれ分割をしても、最終的には相続人は法定相続分に沿った額の財産を取得することができるので、このような分割方法を否定する理由はないものと思われる。

もともと、個々の財産ごとに分割することを認めるとしても、遺産に属する財産が複数ある場合に、その複数の遺産を必ず別個の手続で行わなければならないものとする必要はなく、相続人の間に異論がなければ複数の遺産を一括して分割することを認めてもよいように思われる。

そこで、本文(1)に関して具体的相続分の主張をすることに制限を設けることを前提に、各相続人が相続財産に属する各財産について有する法定相続分に相当する持分(共有持分)に沿って分割することについて検討することが考えられる。また、その具体的な分割手続としては、【甲案】と【乙案】が考えられる(注)。

- (2) 【甲案】は、遺産に属する財産を各相続人が各財産について有する法定相続分に相当する持分(共有持分)に沿って分割するが、共有の状態は一応遺産共有の状態であると扱い、その解消の手続としては遺産分割の手続をとることとして、複数の遺産を一括して処理することを当然に許容するが、他方で、相続人は、遺産に属する個々の財産につき、共有物分割をとることもできるものとするものである。

この案を採用する場合には、ある相続人が遺産に属する特定の財産について共有物分割訴訟を提起し、その審理中に他の相続人が遺産全体についての遺産分割の手続を申し立てることができるかや、逆に遺産分割の手続中に共有物分割訴訟を提起することができるかという問題が生ずる。これについては、特定の財産についての共有物分割訴訟が先行している場合には、残りの財産についての共有物分割訴訟を提起して併合審理すれば実質的に遺産分割の手続を行うことができるし、遺産分割の手続が先行している場合には、遺産の一部についてだけ共有物分割を行う意味がないから、いずれにおいても後行の手続を認めないということが考えられる。

なお、【甲案】では、遺産に属する個々の財産の共有関係を個別に解消する方法として共有物分割手続をとることができるものとすることを提案しているが、個別に解消する方法としては、法定相続分に相当する持分に沿って遺産の一部を分割する新たな遺産の一分割制度を設けることで足りるとも考えられる(民法第907条の遺産の一分割は、具体的相続分に沿って行うべき遺産分割の一部を先行して行うものであり、各相続人がその財産それぞれについて有する法定相続分に相当する持分(共有持分)に沿って分割するものではない。)

しかし、【甲案】によれば、通常の共有と遺産共有が併存している場合に、共有物分割の方法で一括して処理をすることが可能になる点で意義があると考えられる。

- (3) 【乙案】は、遺産に属する財産は法定相続分に沿って分割をするのであるから、遺産分割の手続による理由はなく、個々の財産ごとに共有物分割(又は準共有物分割)の手続により処理するものである。この案でも、現在の判例を前提とすると、複数の共有物の共有者が共通する場合においては、一括して共有物の分割の対象とすることが許容されているので、共有者が望めば、共有物を一括して分割することが認められる(最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁)。

なお、【乙案】を採用する際に、当該遺産に属する財産が契約上の地位や不可分債権である場合には、準共有物分割の手続をとることになるが、当該財産が可分債権である場合に、なおその財産について準共有物分割の手続を経なければならないものとするのかについては別途問題となる。具体的には、従前、可分債権として当然分割されていた預貯金債権について検討することが考えられる。

- (注) 【甲案】と【乙案】を比較する前提として、遺産分割の手続と共有物分割の手続の私法上の違いをみると、これまでも指摘した具体的相続分に係る点以外には、共同所有となっている財産を一括して分割することの要否と、分割の遡及効の有無がある。もっとも、遺産分割の効果は相続

開始時に遡及するとしても、実際上の処理では、その遡及効は制限されていることがある（例えば、遺産分割によって遺産に属する土地を相続人の1人が取得しても、相続開始時から遺産分割までの果実は、法定相続分に沿って各相続人に帰属する。）。

(4) 【甲案】と【乙案】を採用した場合の具体的な処理は、例えば、次のようになると考えられる。

① Aが甲土地、乙建物及び預金債権を遺して死亡し、その相続人としてB及びCがいたが、その後、B及びCが死亡し、Bの相続人としてDとEが、Cの相続人としてFとGがいるケース（A、B及びCのいずれについても相続開始時から所定の期間が経過していることを前提とする。）

相続人がAの遺産に属する財産を一括して処理することを希望する際には、【甲案】では遺産分割の手続を、【乙案】では全ての財産を一括して共有物分割の手続をすることになる。

他方で、例えば、相続人Dが甲土地のみを分割したい場合には、【甲案】【乙案】のいずれにおいても共有物分割の手続をすることになり、A、B及びCに他の遺産があるのかや、A、B及びCの相続人に特別受益があるのかなどについて審理することなく、甲土地を分割することができる。

なお、この場合に、甲土地の帰属が定まるためには、現行法では、Aの相続に関し、Aの遺産がどの程度あるのかを確認するとともに、B及びCに対する特別受益や寄与分等の内容を確認して、B及びCの具体的相続分を算定した上で、甲土地をB又はCのいずれかに帰属させるか、甲土地をB及びCのいずれにも帰属させるとした上で、B又はCの相続に関し、B又はCの遺産がそれぞれどの程度あるのかを確認するとともに、B又はCの相続人の特別受益や寄与分等の内容を確認して、B及びCの相続人の具体的相続分を算定する必要がある。

② AとBが共有する土地があった場合において、Aが死亡し、その相続人として、CとDがいるケース（相続開始時から所定の期間が経過していることを前提とする。）

この場合には、【甲案】及び【乙案】のいずれでも、B、C及びDの間で、当該土地について共有物分割をして、帰属を定めることができる。

また、【甲案】では、C・Dは、遺産分割で当該土地の持分を定めた上で、その持分を取得した者がBとの間で共有物分割をすることもできる。

(3) 遺産共有における不明共有者の持分の売渡請求権等

(1)に関して具体的相続分の主張をすることに制限を設けることを前提に、次の規律を設けることについてどのように考えるか。

① 遺産分割の合意又は遺産分割手続の申立てがないまま、相続開始時から一定の期間を経過した場合において、相続人の一部が不明であるときは、他の相続人は、遺産に属する個々の財産についての不明相続人の持分に関し、部会資料3の第3の1（通常の共有における不明共有者の持分の売渡請求権等）の方法をとることができるものとする。

② 遺産共有持分と通常の共有持分が併存しているところ、遺産分割の合意又は遺

産分割の申立てがないまま、相続開始時から一定の期間を経過した場合において、相続人の一部が不明であるときは、通常共有持分の共有者は、不明相続人の遺産共有持分に関し、部会資料3の第3の1（通常の共有における不明共有者の持分の売渡請求権等）の方法をとることができるものとする。

（注）遺産共有持分と通常の共有持分が併存しているところ、遺産分割の合意又は遺産分割手続の申立てがないまま、相続開始時から一定の期間を経過した場合において、通常共有持分の共有者が不明であるときは、遺産共有持分の共有者は、不明共有者の持分に関し、部会資料3の第3の1（通常の共有における不明共有者の持分の売渡請求権等）の方法をとることができるものとする。

（参考）部会資料3の第3の1抜粋

第3 持分の有償移転による共有の解消

1 通常の共有における不明共有者の持分の売渡請求権等

共有者の一部が不明である場合（所在不明である場合と共有者の一部を特定することができない場合の両方を含む。①及び②において同じ。）における当該共有者の持分の移転に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

① 共有者の一部が不明である場合において、相当と認められる金額を供託したときは、他の共有者は、不明共有者に対し、不明共有者の持分を時価で売り渡すべきことを請求することができるものとする。

② 共有者の一部が不明である場合において、相当と認められる金額を供託したときは、他の共有者は、不明共有者に対し、不明共有者以外の共有者全員の同意を得て共有物の全部の所有権を第三者に移転させることができる権限を付与すべきことを請求することができるものとする。この場合において、他の共有者が共有物の全部の所有権を移転させたときは、不明共有者は、他の共有者及び所有権を得た第三者に対し、共有物の時価相当額を不明共有者の持分に応じて案分して得た額の支払を請求することができるものとする。

（注）共有物の管理者が前記②の請求をすることができるものとするについても検討する。

（補足説明）

部会資料3では、不明共有者の持分の売渡請求権等に関し、遺産共有においては、通常の共有に関して検討した規律と同様の規律は置かないとすることを提案していた（同資料第3の2）。これは、遺産分割は具体的相続分に基づいてすべきであることを前提としたものである。

しかし、仮に、本文(1)に関して具体的相続分の主張をすること（特別受益及び寄与分等の主張をすること）に制限を設けることを前提に、各相続人が相続財産に属する特定の財産それぞれについて有する法定相続分に相当する持分（共有持分）に沿って、相続財産に属する特定の財産を分割することを可能とするのであれば、遺産に属する個々の財産についての不明相続人の共有持分についても、通常の共有における売渡請求権等の制度と同様の制度を置くことに特段の支障はないとも考えられる。

そこで、ここでは、この問題について検討することを提案している。具体的なケースとしては、

- ① 遺産共有であった場合に、相続人の1人が他の相続人の持分を取得するケース
 - ② 遺産共有と通常の共有が併存していた場合に、通常共有の持分を有する共有者が遺産共有の持分を有する相続人の持分を取得するケース
- が考えられる。

なお、上記①と②とはやや状況が違うケースとしては、（注）にあるとおり遺産共有と通常の共有が併存していた場合に、遺産共有の持分を有する相続人が通常共有の持分を有する共有者の持分を取得するケースがある。このケースでは、遺産共有持分を移転させるものではないが、同様に一定の期間の経過後には、個々の相続人による売渡請求権の行使を認めることが考えられる。

3 期間の長さ

遺産分割に関する制限期間については、具体的相続分の主張の重要性や遺産分割禁止の制限を踏まえて、10年又は5年とすることが考えられるが、例えば3年とするなどそれよりも短期とすることを含め、どのように考えるか。

（補足説明）

遺産分割に期間制限を設け、期間を徒過した場合には具体的相続分の主張をすることができないものとした場合には、具体的相続分によれば法定相続分によるよりも多くの財産を取得できると考える相続人に対して、期間内に遺産分割手続の申立てをすることを要請することになる。他方で、現行法においては、遺産分割の禁止に関する規定があり、これに基づいて遺産分割が禁じられている場合には、上記の相続人は遺産分割手続の申立てをすることができず、具体的相続分を確保することができなくなるおそれがある。

そこで、遺産分割の制限期間について、期間徒過によって生ずる効果と遺産分割の禁止に関する現行法の制度を踏まえて検討する必要があると考えられる。

(1) 遺産分割の禁止に関する規定や解釈

遺産分割の禁止には、民法上、次のものがある。

① 遺言による禁止（民法第908条）

被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産分割を禁止することができる。なお、明文の規定はないが、相続人の合意により、更に5年間に限って遺産分割を禁止することができる（民法第256条第2項参照）。

② 家庭裁判所の審判による禁止（民法第907条第3項）

遺産分割の請求がされた場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。

この禁止期間についての明文の規定はないが、遺言による禁止とのバランス等から、相続開始の時から5年間に限られ、禁止期間の更新をすとしても、相続開始時から10年間を上限とすると解する見解が有力である。

これらに加え、明文の規定はないが、共有の規定（民法第256条）を根拠として、相続人の合意により、遺産分割を5年間（更新があれば、最大10年間）禁止

することができる」と解されている。

なお、遺産分割の禁止期間中の共有の状態については、遺産共有の状態であると理解する見解が一般的であるが、通常の共有の状態であるとする見解もある。

(2) 期間の検討

ア 相続開始の時から10年間

具体的相続分の主張をすることができる期間という視点からみると、遺留分侵害請求権の期間（相続開始時から10年間の除斥期間。民法第1042条後段）や、一般的な債権の消滅時効の期間（10年間。民法第167条）を参考にすることが考えられる。

また、遺産分割を禁止することができる期間は、相続人は遺産を分割しないことが許容されているのであり、上記(1)の遺産分割の禁止に関する規定や解釈を踏まえると、相続開始の時から10年間は遺産分割を強いるべきでないとも考えられる。

以上を踏まえ、設けるべき期間を、相続開始の時から10年間とすることが考えられる。

イ 相続開始の時から5年間

具体的相続分を主張することができる期間との視点からみると、一般的な債権の消滅時効の短期消滅期間（5年間。民法第167条）を参考にすることが考えられるほか、上記(1)の解釈を前提としても、遺産分割の禁止期間は原則として5年であり、更新がされるのは例外であることを重視して、設けるべき期間を相続開始の時から5年間とすることが考えられる。

なお、この場合には、例えば、遺産分割の禁止の審判がされた際には例外として期間を相続開始の時から10年間とすることも考えられる。

ウ その他（相続開始時から3年間等）

以上のほか、遺産分割を早期に解決する観点から、より短期の期間を設定することとし、例えば、相続開始の時から3年間とすることも考えられる。

4 その他

遺産分割の期間制限に関し、その他手当てすべき点について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 遺産分割調停及び審判の申立ての取下げ制限

遺産分割手続では、申立人以外の相続人（「相手方」と呼ばれる。）にも、家庭裁判所は、遺産を分与することができるので、他の相続人が遺産分割調停手続の申立てをしている場合には、相手方である相続人は、その申立てに係る手続において遺産の分与を求めれば足り、遺産の分与を求めて遺産分割手続の申立てを別途する必要はない。そのため、一定の期間内に遺産分割の合意又は遺産分割手続の申立てがないときは、具体的相続分の主張をすることができないとの制度を創設した場合にも、相続人のうちの1人が期間内に遺産分割手続の申立てをしていれば、他の相続人は自らが遺産分割手続の申立てをしていなくとも、その申立てに係る手続の中で具体的相続分の主張をすることができると考えられる。

ところで、期間内に遺産分割の調停又は審判の申立てがされたものの、期間経過後に申立人がその申立てを取り下げて手続が完結されると、その手続は初めから係属していなかったものとみなされる（家事事件手続法第82条第5項及び第273条第2項において準用する民事訴訟法第262条第1項）ので、上記の考え方を前提としても、相手方である相続人は、具体的相続分の主張ができなくなる。そのため、申立人が自由に申立てを取り下げることができると、相手方である相続人は不利益を被るおそれがある。

そして、家事事件手続法においては、相手方である相続人が本案について書面を提出し、又は家事審判の手続の期日において陳述をした後であっては、申立人である相続人の遺産分割審判の申立ての取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないこととされている（同法第199条において準用する同法第153条）が、その前であれば、申立人は、自由に遺産分割審判の申立てを取り下げることができるほか、遺産分割調停の申立ての取下げには制限がなく、申立人である相続人は自由に遺産分割調停の申立てを取り下げることができる（同法第273条第1項）。

そこで、具体的相続分の主張期間の経過後に遺産分割手続の申立てを取り下げるには、他の相続人の同意（同意擬制〔同法第82条第4項〕を含む。）を得なければならないとすることが考えられる。

2 相続の放棄

遺産分割に期間制限を設け、その起算点を相続開始時とした場合には、その期間の経過後に自己のために相続の開始があったことを知った相続人に相続の放棄をすることを認めるのかが問題となるが、相続人に相続による不利益を免れることを可能とするという相続放棄の趣旨からすると、遺産分割の期間が経過した後であっても、相続放棄を認めることとするとも考えられる。

ただし、この考え方をとる際には、遺産分割の期間の経過後の相続放棄によって相続人となった者がある場合の処理について検討することが必要となる。具体的には、その場合も法定相続分により遺産分割又は共有物分割の手続を行い、遺産分割の期間の経過前に遺産分割を行えば得られたはずの具体的相続分との差額について、相続の開始後に認知された者の価額の支払請求（民法第910条、第904条の2第4項参照）を参考に、別途価額の支払請求をすることができるものとするなどとも考えられる。

3 相続回復請求権

遺産分割に関して期間制限を設ける場合には、相続関係の早期解決の観点から、相続回復請求権の消滅時効についても同様の期間とすべきとの議論も考えられるが、特段、この問題をリンクさせるべきではないとの意見も考えられる。

4 具体的相続分の主張の期間制限を設けずに、相続開始後一定期間が経過した場合には、遺産に属する個々の財産の遺産共有関係を共有物の分割の手続により解消する仕組みを設けることについて

現行法では、第1の1（補足説明）のとおり遺産に属する個々の財産の分割は共有物分割の手続により分割することはできず、遺産分割の手続により行うことになる。そして、遺産分割の手続は、遺産の全体について、遺産全体の価額に特別受益や寄与分等を加味して算出した具体的相続分に沿って行うものとされており、遺産の全体がどの程度のものであるのかなどを把握しなければすることができず、その手続に要する時間や費

用は重いものとなる。

もっとも、問題となっている財産のみを取り出し、その帰属のみを決定することができれば、手続も簡便であり、費用も低廉で済む場合もあると考えられる。そこで、本文第1の2(1)に関して具体的相続分の主張に期間制限を設けずに、遺産に属する個々の財産の分割を法定相続分に沿って共有物分割の手続（部会資料3の第3の1〔通常の共有における不明共有者の売渡請求権等〕の方法を含む。）によりすることを認めるべきとの見解も考えられる。そして、この見解によれば、相続人の1人が他の相続人を相手方として共有物分割や売渡請求権等の行使をしたり、遺産共有と通常共有が併存している場合に相続人の1人が共有者及び他の相続人を相手方として共有物分割をしたり、売渡請求権等の行使をしたりして、当該財産の帰属のみを定めることができる。

しかし、本文第1の2(1)に関して具体的相続分の主張をすることに制限を設けないとの立場（すなわち、時間が経過しても具体的相続分による利益を保護すべきとの立場）をとるのであれば、共有物分割により当該財産を分割しても、その後具体的相続分を前提とした分割を実施するために、当該共有物分割の結果を踏まえて、別途遺産分割の手続をとり、その中で調整を図ることとする必要がある。

もっとも、相続人の遺産の内容や、特別受益や寄与分等の内容によっては、先行して一部の財産のみを分割してしまうと、事後的な調整を行うことができないことがあると思われる。そのため、この立場をとるのであれば、共有物分割等をする際に、その後別途遺産分割の手続をとり、その中で調整を図ることが可能であるのか見通しを確認することが必要になると考えられるが、そのような確認の作業をすることは、共有物分割等の手続の中では不可能であるし（少なくとも、寄与分の判断を地方裁判所で行うことは現行法上できない。）、そのような確認手続をとるのであれば、遺産分割とは別に共有物分割の手続を認めても、結局、手続は重くなり、それほど意味がないように思われる。

また、このことは、相続開始時から一定の期間の経過後に初めて共有物の分割手続による遺産共有の解消を認めるとしても、その期間の経過後なお具体的相続分の主張が可能であるとすれば、同様であると思われる。

なお、平成30年の民法改正では、遺産の一部分割の審判について明文の規定を設けており、遺産全体を分割する審判をする前に、相続人の1人が遺産に属する土地を取得することは可能である。もっとも、この審判は、その後の遺産分割の中で具体的相続分に沿った遺産分割をすることが可能である場合に限り認められるものであり、遺産の一部分割の審判をする前に、具体的相続分がどの程度であるのかについて調査をすることが予定されている。

以上からすれば、具体的相続分の主張の期間制限を設けることなく、遺産に属する個々の財産の遺産共有関係を共有物の分割手続で解消することを認める仕組みを設けることは困難と考えられ、この仕組みを設けることについては慎重な検討が必要であると思われる。